

全空連級位審査実施運用について

全日本空手道連盟の公益財団法人の認定に伴ない、全空連より公認級位制度の実施について都空連宛に通達がありました。

つきましては、都空連として公認級位施行並びに公認級位制度の運用について、下記の通り実施致します。

1. 級位の義務付けについて

- 1) 全空連主催大会参加資格、公認初段の受審資格が義務付けられた。
全日本少年少女空手道選手権大会、全日本中学生空手道選抜大会の参加資格は
5 級以上の取得が必要となり、公認初段受審の際は 1 級位の保有が義務付けられた。
- 2) 公認初段（少年初段を含む）受審申請の際は公認 1 級証書の写しを添付する。

2. 級位の付与

- 1) 級位は、1 級から 5 級までとする。
- 2) 各区郡連盟及び都空連道歴保証人単位で申請する。
- 3) 級位は、公認段位規程及び少年段位規程に定める初段の基準に準拠するものとし、
空手道の基礎的・基本的な技術を習得した者に与える。
※ 対象級位については当面の間、1 級のみを対象とする。（小学生以上）
但し、全空連主催行事等で特に必要な場合は 2 級から 5 級については申請により
付与する。

3. 制度

- 1) 1 級から 5 級の級位は、試験制度とする。
但し、当面の間は区郡連盟及び各道場単位で実施する。
都空連では、各区郡連盟及び都空連道歴保証人よりの登録申請を受け、書類審査
を行う。

4. 級位証書

- 1) 級位は、全空連の規程に定める審査を経て、その資格を取得した者に対して、
全空連の所定の級位証書を授与する。

5. 級位審査会の実施

- 1) 級位審査及び授与は、都空連が加盟団体（各区郡連盟及び都空連道歴保証人）
に委任して行う。
・審査内容は別紙のとおりとする。